

反 論 書

令和5年11月13日

(審査庁)

下田市長 松木正一郎 様

審査請求人 住 所 静岡県下田市箕作459番地
氏 名 鈴木 浩伸 ㊞
電話番号 [REDACTED]

令和5年11月6日付け下総総第188号で送付された下記1の審査請求に係る令和5年11月6日付け下総総第187号の弁明書に対し、下記2のとおり意見を申し述べます。

記

1 審査請求

審査請求人 鈴木浩伸

審査請求年月日 令和5年10月3日

審査請求に係る処分

令和5年9月29日付け下企政第89号公文書開示請求却下決定

2 弁明書に対する反論

(1) 弁明書中の第4の1(4)「審査請求人の請求した公文書でないとの指摘に対する解釈について」に対する意見(その1)

ア 下田市情報公開条例第6条(2)において、「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項」を記載した上で開示請求を行う旨規定されている。

イ 審査請求人は「県の公文書から、下田市の白鳥参事が令和4年10月24日に県庁農地局を訪問した際に、下田市が箕作地区の人・農地プラン策定の農振農用地に防災道の駅を設置することを令和元年度から考えていたと発言しているが、この発言内容が虚偽でないと立証できる公文書」として公文書開示請求を行い「箕作地区の人・農地プラン策定の農振農用地」という具体的農地区分、「防災道の駅」という具体的施設名及び「令和元年度から」との時期

まで特定しての事実立証のための公文書を請求している。

ウ 下田市長は弁明書第4の1(4)の末尾において、「今回の審査請求者の求める公文書として、防災拠点の整備方針を記載した2つの計画について、下田市の方針を確認できる資料とした」と述べているが、具体的農地区分を特定していない、まして防災道の駅でもない防災拠点に関する「市の方針を確認できる資料」などを審査請求人が開示請求した事実はない。

エ よって、「下田市都市計画マスタープラン（平成28年）」及び「静岡県東部地域における道路啓開基本方針（令和元年改訂版）」は請求人が開示請求に当たって特定した文書には当たらない。

(2) 弁明書中の第4の1(4)「審査請求人の請求した公文書でないとの指摘に対する解釈について」に対する意見（その2）

ア 下田市長は弁明書第4の1(4)本文の21行目以降において、「令和元年度以降に下田市の基本的な方針に沿って伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺への防災拠点の整備を検討する中で、複数の整備手法の一つとして「防災道の駅」が検討された」と述べているが、これが事実であれば「下田市都市計画マスタープラン（平成28年）」及び「静岡県東部地域における道路啓開基本方針（令和元年改訂版）」を開示請求対象文書としつつ、当該防災道の駅検討に係る公文書については一切言及がないことは隠蔽とのそしりを免れない。

イ 事実、令和4年10月24日に下田市参事として県庁農地局において相談（別添1）した際に使用された全20ページの下田市の資料（別添2）にあつては、今般の請求において開示はもちろん、存否さえ明らかにしていない。

ウ なお、当該資料（別添2）中の13, 14ページ「第3期フロンティアへの位置づけ」においては、防災道の駅について具体的に既述され、さらに特定の「箕作地区の人・農地プラン策定の農振農用地」における「道の駅想定範囲」が図示され、15ページ以降においては当該農地の一筆ごとの状況に至るまで資料化されており、当該資料はもちろんのこと、当該資料の調整に係る記録及び起案文書等下田市において「道の駅想定範囲」を図示した区域に選定するに至った際の意味形成過程文書こそ、まさに請求者が特定した開示請求対象文書であることは自明の事実である。

エ さらに、当該資料中の12ページから15ページの文書（県から開示された原本文書はA3サイズ）については、下田市白鳥参事に加え下田市長も同席した令和4年12月2日の県農地局農地利用課との打合せにおいても共用されており、公文書たる組織共用文書であることは論をまたない。

オ もし、当該資料を公文書開示請求するに当たって「令和4年10月24日に下田市参事として県庁農地局において相談した際に持参し説明のために使用し

た資料」や「令和4年12月2日の県農地局農地利用課との打合せにおいて持参した資料」などとピンポイントで特定しなければ下田市としては開示請求対象文書と認めないということであれば、下田市情報公開条例の趣旨は没却される。

カ よって、原処分を取り消し、現に当該資料を存知している松木市長及び白鳥参事の昨年の記憶を喚起した上で改めて開示請求対象文書を特定し直し、適正に文書開示すべきである。

(3) 弁明書中の第4の「2 請求公文書2について」及び第4の「3 請求公文書3について」に対する意見

ア 審査請求人は審査請求書において「下田市長は、残る2請求文書について、「請求された公文書が存在しない」とのみ既述しており、下田市情報公開条例第1条に規定の説明責任に基づく下田市行政手続条例第8条規定の理由附記としては不十分であって、瑕疵ある行政処分として1の処分の取り消しを求めるものである」として異議を述べている。

イ これはいわゆる行政処分に当たっての処分理由附記の不備についての異議であって弁明書において理由を明示することを求めたものではない。

ウ すなわち、最高裁昭和38年5月31日判決において「一般に、法が行政処分に理由を附記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立に便宜を与える趣旨に出たものであるから、その記載を欠くにおいては処分自体の取消を免れないものといわなければならない。」と判示するとともに、理由附記の程度について「どの程度の記載をなすべきかは、処分の性質と理由附記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきものである」と判示している事実に基づく異議である。

エ また、総務省における平成17年3月29日付け「情報公開法の制度運営に関する検討会報告」27ページにおいて「不開示決定（存否応諾拒否の場合を含む）をしようとする際には行政機関等において不開示とする部分についての根拠条文及びその条文に該当することの根拠を示すことを徹底する必要がある。特に、文書の不存在を理由とする不開示決定については、例えば、請求対象文書をそもそも作成・取得していない、作成したが保存期間が経過したので破棄した、あるいは請求対象文書が個人メモであって組織共用文書ではないから対象文書としていないなど、不存在の要因についても付記することを徹底する必要がある。」と指摘していることから、下田市長による単に「請求された公文書が存在しない」との理由附記のみでは下田市の公文書開示制度に係る処分における文書不存在の理由附記としても不十分であること

は明らかである。

オ けだし、公文書不存在の事案にあつて「請求された公文書が存在しない」との理由附記のみが今後も繰り返されるとなれば、その都度具体的理由を確認するために審査請求によらねばならず、請求者における負担となることは明白だからである

カ よつて、原処分を取り消し、適正な理由附記に改めるべきである。

(4) 総括

基礎的自治体である市区町村における行政は、住民から理解され信頼されなければならないものであり、行政事務の執行に当たっては公正さと透明性に加え住民にとって分かりやすく説明することが欠かせないものである。

このことは下田市情報公開条例第1条にも明記のとおりであり、情報公開事務はまさに行政事務執行の一丁目一番地ともいふべき事務であり、隠蔽は論外、理由附記にあつても説明責任を自覚し丁寧に行ふべきである。

3 添付文書の説明

(1) 別添1について

静岡県情報公開条例に基づき入手した、令和4年10月24日の県の「打合記録」の写し（全1ページ）

(2) 別添2について

静岡県情報公開条例に基づき入手した、別添1の打ち合わせ時に下田市が説明のため持参し、現在県が前述「打合記録」とともに公文書として保有している資料（全20ページ）の写し（注：本反論書中で引用している文書右上から始まる赤字の通しページ番号は審査請求人が付与したものであり、内12ページから15ページ及び19ページから20ページの原本がA3サイズ文書は審査請求人がスキャナーによりA4サイズに縮小の上、印刷し添付したものである。）

以上